

## 飯塚市周遊商業エリア連携協議会規約

### (設置)

第1条 飯塚市は、飯塚市周遊商業エリア連携協議会(以下「連携協議会」という。)を設置する。

### (事務所)

第2条 連携協議会の事務所は、飯塚市経済部商工観光課内に置く。

### (目的)

第3条 連携協議会は、飯塚市の中心商店街、大型商業施設、商業関係団体及び飯塚市が連携し、持続的な商業活性化を推進するため、地域経済の好循環を図る周遊商業エリアを形成することに必要な事項について協議し、もって「商都いいつか」の再生を図ることを目的とする。

### (所掌事務)

第4条 連携協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)周遊エリアの区域に関する事項
- (2)周遊エリアに不足する商業機能に関する事項
- (3)各商業施設の役割・連携に関する事項
- (4)周遊エリアにおける持続的な商業の活性化のための事業に関する事項
- (5)第1号から前号までに規定する事項と一体的に推進する商業施設利用者及び居住者の利便の増進を図るための事業に関する事項
- (6)その他周遊エリアの活性化に関する重要な事項

### (構成員)

第5条 連携協議会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1)飯塚市
- (2)飯塚商工会議所
- (3)飯塚市商工会
- (4)飯塚市商店街連合会
- (5)イオン九州株式会社
- (6)福岡嘉穂農業協同組合
- (7)株式会社イズミ
- (8)前各号に掲げる者のほか、連携協議会において特に必要があると認める者

(委員)

第6条 連携協議会は、前条に該当する構成員の指名する者又は承諾を受けた者を委員として構成する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 連携協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は飯塚市経済部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、連携協議会の会務を掌理し、会議を招集し、その議長となる。

4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中交代による後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 連携協議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 連携協議会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 連携協議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第9条 会議は、公開を原則とする。ただし、公開することにより構成員、連携協議会委員又は第三者の権利、利益若しくは公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、会長は、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 連携協議会の庶務は、飯塚市において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連携協議会に諮って定める。

附則

この規約は、令和4年4月26日から施行する。